

平成 26 年 6 月  
林 野 庁

**森林国営保険が（独）森林総合研究所へ移管されます**  
（森林国営保険加入者及び加入を御検討の皆様へ）

「森林国営保険法等の一部を改正する法律」が平成26年4月9日に可決・成立し、4月16日に公布され、これまで国が実施してきた森林国営保険は平成27年4月1日に独立行政法人森林総合研究所（以下「森林総研」という。）に移管されることとなりました。

移管時点で有効なご契約は、森林総研に自動的に引き継がれます（必要なお手続きはありません）。森林総研に引き継いだ後も、ご契約の補償内容に変更はございません。

森林保険は、森林所有者自らが突然の災害に備える唯一のセーフティネットであり、重要な公的保険です。移管後も、法律に基づいて国がしっかりと関与していくこととしておりますので、引き続き、森林国営保険及び移管後の森林保険をご利用いただきますようお願い申し上げます。

御不明な点等ございましたら、以下の連絡先にお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

連絡先：林野庁 森林整備部 計画課  
森林保険企画班  
電話 03-6744-2246（直通）

※現在のご契約の更新等に関するお問い合わせは、お近くの森林組合へお願いします

平成26年6月  
林 野 庁森林国営保険の（独）森林総合研究所への移管について  
よくいただくご質問

Q 1 現在、契約している森林国営保険契約はどのようなのですか？

移管時点で有効なご契約は、独立行政法人森林総合研究所（以下「森林総研」という。）に自動的に引き継がれます（必要なお手続きはありません）。森林総研に引き継いだ後も、ご契約の補償内容に変更はございません。

Q 2 今、森林国営保険に新たに参加することはできますか？

森林総研に移管するまでは、これまでと同様に、森林国営保険に新たにご加入いただくことができます。また、移管後の新たなご加入は森林総研がお引き受けします。引き続きご利用いただきますようお願い申し上げます。

Q 3 いつ、森林総研に移管するのですか？

平成27年4月1日に移管されます。

Q 4 森林総研に移管した後の森林保険制度はどのようなものになるのですか？

森林総研に移管した後の森林保険制度においても、補償される内容や森林組合等の加入申込み受付窓口に変更はございません。移管した後も、森林保険のサービス水準の向上に努めてまいりたいと考えています。

森林保険は、森林所有者自らが突然の災害に備える唯一のセーフティネットであり、重要な公的保険です。移管後も、法律に基づいて国がしっかりと関与していくこととしておりますので、引き続き、森林国営保険及び移管後の森林保険をご利用いただきますようお願い申し上げます。

Q 5 移管した後、国はどのように関与していくのですか？

国は、引き続き、森林保険の企画・立案業務を行うとともに、適正な保険料率の設定など森林総研の森林保険業務の運営に対する監督を行うこととしています。

また、森林総研が行う長期借入れ等に対し政府が債務保証することや、資金の調達が困難となった場合に財政上の措置を講ずることとしています。

このような国としての役割を適切に果たすことにより、移管後の森林保険業務が安定的に運営されるよう取り組んでまいります。

Q 6 なぜ、森林総研に移管することになったのですか？

政府が取り組む行政改革の一環で、国の業務のスリム化等のため、森林保険業務を国以外の者に移管することについて検討を進めてきました。

この結果、森林保険は、国の一定の関与が措置されれば、国自らが実施主体となることは必ずしも必要ではなく、また、森林総研は、森林・林業分野で唯一の独立行政法人として森林災害に関する研究開発を業務とし、森林の自然災害に関する専門的知見を有することなどから、森林保険業務の移管先としたところです。